

源泉所得税

3 源泉所得税

利用上の注意

この章は、源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果から成っている。

源泉所得税課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容をとらえたものである。

民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、3 - 1 の課税状況の関連数値と若干の差がある。

源泉徴収税率（平成16年分）

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 1 利子所得（源泉分離） | 15% |
| | (外 地方税 5%) |
| 2 配当所得 | |
| (1) 株式等 | |
| イ 軽減税率適用分（総合課税） | 7% |
| | (外 地方税 3%) |
| ロ 普通税率適用分（総合課税） | 20% |
| (2) 証券投資信託の収益の分配 | |
| イ 公募証券投資信託の収益の分配（総合課税） | 7% |
| | (外 地方税 3%) |
| ロ 私募証券投資信託の収益の分配（源泉分離課税） | 15% |
| | (外 地方税 5%) |
| ハ 特定株式投資信託の収益の分配（総合課税） | 7% |
| | (外 地方税 3%) |
| 3 割引債の償還差益（源泉分離） | 18%（又は16%） |
| 4 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 | 7% |
| | (外 地方税 3%) |
| 5 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 | (略) |
| 6 退職所得 | |
| (1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 | (略) |
| (2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 | 20% |

源泉所得税

3 源泉所得税

7 報酬・料金等

- (1) 原稿料等 (所得税法第 204 条第 1 項第 1 号)
- 弁護士、税理士等 (同条 1 項 2 号)
 - 職業野球選手、騎手等 (同条 1 項 4 号)
 - 芸能等についての出演、演出等 (同条 1 項 5 号)
 - 契約金 (同条 1 項 7 号)
- 1 回の支払金額 100 万円までの部分10%
1 回の支払金額 100 万円を超える部分20%
- (2) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 (同条 1 項 2 号)
- = 1 回の支払金額のうち 1 万円を超える部分
 - 職業拳闘家 (同条 1 項 4 号)
 - = 1 回の支払金額のうち 5 万円を超える部分
 - 外交員、集金人、電力量計の検針人 (同条 1 項 4 号)
 - = 月中の支払金額のうち 12 万円を超える部分
 - バー、キャバレーのホステス等 (同条 1 項 6 号、措置法第 41 条の 20)
 - = (5 千円 × 日数) を超える部分
 - 広告宣伝の賞金 (同条 1 項 8 号)
 - = 1 回の支払金額のうち 50 万円を超える部分
 - 競馬の馬主が受ける賞金 (同条 1 項 8 号)
 - = (賞金額の 20% + 60 万円) を超える部分
- 10%
- (3) 診療報酬 (同条 1 項 3 号) = 月分の支払金額のうち 20 万円を超える部分 10%
- (4) 公的年金等 (所得税法第 203 条の 2)
- = ((公的年金等の支給額) - (控除額))10%
- (5) 生命保険契約等に基づく年金 (所得税法第 207 条)
- = (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料
又は掛金の額) で、25 万円以上の額10%